

平成28年第6回太子町議会定例会（第465回町議会）会議録（第1日）

平成28年11月29日

午前10時開会

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 諮問第2号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて
- 6 同意第4号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 7 議案第53号 平成28年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第4号）
- 8 議案第54号 平成28年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 9 議案第55号 平成28年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 10 議案第56号 平成28年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 11 議案第57号 平成28年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 12 議案第58号 平成28年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）
- 13 議案第59号 職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第62号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第63号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 16 議案第64号 太子町総合公園体育施設管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 17 議案第60号 太子町特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 18 議案第61号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 諮問第2号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて
- 6 同意第4号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 7 議案第53号 平成28年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第4号）
- 8 議案第54号 平成28年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 9 議案第55号 平成28年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 10 議案第56号 平成28年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 11 議案第57号 平成28年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 12 議案第58号 平成28年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）
- 13 議案第59号 職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第62号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第63号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 16 議案第64号 太子町総合公園体育施設管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 17 議案第60号 太子町特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

18 議案第61号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

会議に出席した議員

1番	吉田正之	2番	長谷川正信
3番	玉田正典	4番	中藪清志
5番	堀卓史	6番	藤澤元之介
7番	首藤佳隆	8番	福井輝昭
9番	森田眞一	10番	平田孝義
11番	吉田日出夫	12番	井川芳昭
13番	井村淳子	14番	橋本恭子
15番	中島貞次	16番	清原良典

会議に欠席した議員

なし

会議に出席した事務局職員

局長	岡田俊彦	書記	森文彰
書記	八木智晴		

説明のため出席した者の職氏名

町長	服部千秋	教育長	寺田寛文
総務部長	堀恭一	生活福祉部長	三輪元昭
経済建設部長	八幡充治	教育次長	木村和義
財政課長	森川勝	総務課長	山本紀弘
監査委員	水野賢司		

議長挨拶

○議長（清原良典） 皆さんおはようございます。

開会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

師走を目前にして何かと御多忙の中、議員各位には極めて御健勝にて御参集を賜り、本日ここに平成28年第6回太子町議会定例会（第465回町議会）が開会できますことは、町政伸展のためまことに御同慶にたえません。

さて、今期定例会は、各会計の補正予算、条例改正等、いずれも重要な案件を御審議いただくことになっております。議員各位におかれましては、慌ただしい年末を控え、殊のほか御多用のことと存じますが、格別の御精励を賜り、慎重に御審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願い申し上げます。まことに簡単措辞ではございますが、開会の挨拶といたします。

町長。

~~~~~

町長挨拶

○町長（服部千秋） 皆さんおはようございます。

平成28年第6回太子町議会定例会（第465回町議会）が開会されるに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

平成28年もあと1カ月少々慌ただしい時節を迎えようとしていますが、議員各位におかれましては、御健勝にて本会議に御出席いただきましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。平素は町行政各般の進展に御理解、御協力を賜っておりますこと、まことに御同慶にたえない次第であります。

さて、今期定例会におきましては、人事案件2件、予算案件6件、条例案件6件の合わせて14件の議事につきまして御審議をお願い申し上げるものであります。提出させていただきました各案件の内容につきましては、後ほど説明させていただきたく存じますが、何とぞ慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、まことに簡単でございますが、定例町議会の開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

~~~~~

(開会 午前10時03分)

○議長(清原良典) ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、ただいまから平成28年第6回太子町議会定例会(第465回町議会)を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(清原良典) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、藤澤元之介議員、首藤佳隆議員を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長(清原良典) 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月15日までの17日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(清原良典) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月15日までの17日間に決定しました。

~~~~~

### 日程第3 諸般の報告

○議長(清原良典) 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、本日町長から議案等14件が提出されました。したがって、議案等はその件名一覧表をつけてお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第199条の規定に基づき、定期監査の報告書及び地方自治法第235条の2の規定に基づき、平成28年度8月分、9月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、組合議会議員から組合議会の報告書が提出されましたが、既に配付済みですので御了承願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、説明のため本定例会に出席を求めました者の職氏名は、お手元に配っております一覧表のとおりです。このうち水野賢司監査委員には本日の会議のみ、山本紀弘総務課長には本日及び定例会3日目、北陽一郎税務課長、三木孝秀町民課長、渡邊寧社会教育課長には定例会3日目の会議のみ出席要求をいたしておりますので御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（清原良典） 日程第4、広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。
広報広聴常任委員会から9月26日、10月3日、10月7日の委員会開催分の所管事務調査報告書が提出されましたが、既に配付済みですので御了承願います。

~~~~~

**日程第5 諮問第2号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて**

○議長（清原良典） 日程第5、諮問第2号人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 諮問第2号人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて説明申し上げます。

本案件につきましては、人権擁護委員の前岡眞理子氏の委嘱期間が平成29年6月30日付をもって任期満了となられますが、前岡氏は平成17年4月1日より人権擁護並びに相談業務に熱意を持って活動していただいておりますので、引き続き同氏を推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、町議会の意見を求めさせていただきます。

前岡氏の経歴は参考資料のとおりであります。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明いたします。

○議長（清原良典） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

本案は議事の順序を省略し、これから直ちに採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（清原良典） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから諮問第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり推薦することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（清原良典） 異議なしと認めます。したがって、諮問第2号は原案のとおり推薦することに決定しました。

~~~~~

日程第6 同意第4号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（清原良典） 日程第6、同意第4号監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 同意第4号監査委員の選任につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

本案件につきましては、識見を有する者として監査委員に就任をいただいております水野賢司氏が本年12月31日をもって辞任されることに伴い、その後任を選任したいため、地方自治法第

196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

同意をお願いいたします方は、太子町蓮常寺147番地在住の蓮本了遠氏で、昭和35年3月16日生まれ、満56歳でございます。

蓮本氏の経歴は参考資料のとおりであります、人格高潔にして、卓越した知識、識見をお持ちであります。

なお、任期は平成29年1月1日から平成32年12月31日までの4カ年であります。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり御同意いただきますようお願い申し上げます、提案説明いたします。

○議長（清原良典） 提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の議案は同意人事に関する案件ですので、議事の順序を省略して、直ちに採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（清原良典） 御異議ありますので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

橋本恭子議員。

○橋本恭子議員 これについて町長に、人選ですから、直接お伺いしたいと思います。

監査委員は見識ともにすぐれた人が必要かと思えます。代表監査であるためには、特に識見を有します。地方自治法第5款監査委員、選任及び兼職の禁止、第196条、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関してすぐれた識見を有する者であります。

そこで、私は自分の経験から、私は議会選出監査委員を1年、また兵庫県市町村職員退職手当組合監査委員を2年しました経験の立場からお聞きします。

この説明では職歴は聞いております。それで、よくわかっているつもりではありますが、過去の代表監査委員には、会社の経理された改發一郎さん、その次には兵庫信用金庫、銀行員でありました、常勤理事の監査役でありました森川勝さん、5年、それから三井住友銀行で、今現在の水野賢司監査委員さんということで、銀行員の方が過去にありまして、経理経験も豊富でありました。そのため、今度上程されてます蓮本さんに関しては、富士電機株式会社を退職され、今住職ということであります。それで、これではちょっと監査委員としてどうなんかなど、経験が。インターネットでも見ましたし、一般の方にも、この方の人材というんでしょうか、お聞きしてまいりました。その中で、やはり経歴についてはシステム設計技師であったり、それから海外出張でいろいろと経験はされておりますが、会計の経験などは余りされてないのかなと思っておりますので、もう少し詳しく町長から説明をいただきたいと思えます。

○議長（清原良典） 町長。

○町長（服部千秋） お答えをさせていただきます。

蓮本了遠氏は、今議員おっしゃいました富士電機株式会社に長年お勤めでありました。その中で、企業の管理会計を15年やられていました。また、ISO9001の企業の中で内部監査委員を長年されてきました。こちらの企業は1万人以上の規模の会社であります、その中で蓮本氏は統括部長という立場におられました。この会社は重電メーカーであります、電力、鉄道、工場の設備等の重電の電気のことをされている会社で、蓮本氏は上下水道の電気のプラントを担当されておりました。人格穏やかで、幅の広い方であると思っております。冒頭に申しましたように、企業の中で会計についてもされておりますので、いい方だと思ひまして、皆様をお願いをしてお

ります。よろしく申し上げます。

○議長（清原良典） 橋本恭子議員。

○橋本恭子議員 私がお聞きしたことはよくわかっておられるかと思いますが、その上で、またお聞きしたいと思います。

町の行政を指摘する人で、また大量の書類を私たちは今まで見てきました。それで、その中で、やはり例月出納検査であったりは、これは2カ月前から決定したりして、年に12回あります。それから、定期監査も約10日間、今回は、きょう監査委員が出されてる6日間でありましたが、10月、11月に計画されております。それから、決算審査については、また1週間から10日、それで定例会にも4回出ていただいております。その中で、研修については、県であったり、国のほうであったり、年2回はあります。トータル年間30日程度は出勤していただくことになりません。例えば住職さんがお寺でお一人で住職されているとすれば、突然何かが起きる可能性、お寺のことがあるかなと思います。それで、突然できた場合、あり得るのかな。今までの監査委員さんはそういうことなく、もう退職されて、自治会であったり、何かのほかで、悠々自適というんでしょうか、こっちに専念していただいております。それでうまくいったと思います。そこで、突然にそういうことがあり得る不安を私は感じております。それで、なかなか私は自分が議会選出の監査委員であったり、それから兵庫県の退職手当組合の監査をしました上で、監査委員の必携であったり、大量の資料があるがために代表監査は大変な責務を負われると思いますので、この住職さんには、その人物的にはお聞きしましたところ、すごくいい方だということもわかっておりますが、この公務に代表監査として全うしていただけるか、4年間。突然のことがあって、不安材料はないのか、そこを心配しております。その点、町長に伺います。

○議長（清原良典） 町長。

○町長（服部千秋） お答えをいたします。

今、議員が御指摘の点につきましては、私も本人とよく話をさせていただき、また議会事務局がこの事務をつかさどっておりますので、内容の説明、毎月どのようにされてるかについても説明をさせていただきました。

100%どうかと言われますと、私もその100%、一日たりとも大丈夫だということは、この場で言い切ることはできませんが、その今おっしゃったことについては説明をさせていただいておりますので、十分していただけるものと思っております。

100%といいますのは、例えば今橋本議員御質問されてますが、橋本議員が決算委員とか予算委員のとき、特別委員会するとき、委員を選ぶときにも、私は1日出れない日があるのだということ言って、それで委員になられたこともあります。ですので、100%という点からいいますと、私はこの場で言えませんが、そのことについては十分御本人様にも申し上げておりますし、事務局からも説明しております。なので、100%どうかというと、この場で言い切ることはできませんが、私は十分していただけると思っておりますので、お願いをしております。

以上です。

（橋本恭子議員「はい、3回目で、済いません、もう一点」の声あり）

○議長（清原良典） 橋本恭子議員、3回目ですので。

○橋本恭子議員 はい、わかっております。

○議長（清原良典） よろしく。

○橋本恭子議員 大切な部分、今お聞きしましたので。本当に監査委員をされた経験もあるようですが、今度、複式簿記は経験されたのかどうか。今、普通は単式簿記ですが、そこもこの経験があるのかということと、それから私、監査委員の役職というんでしょうか、定例会、例月出納

検査、定期監査、そういうのはもう全部説明していただいたということを言われたので、町長が、それを信じますけれど、複式簿記を経験されて、数字的に町の行政を指摘することができるのか。大量の書類を見て、本当に的確にしていただげるか、そこだけもう一点お願いします。

○議長（清原良典） 町長。

○町長（服部千秋） 橋本議員が監査委員のときにどこまで今おっしゃった町の行政について指摘をされてきたのかどうなのか私にははっきりわかりませんが、この方につきましては、会社の中で、先ほど申し上げましたとおり、企業の会計について長年されてきている方です。私は、その企業、大企業でございますので、内部でどのような監査を具体的にされたかについてまでは存じておりません。申しわけありません。

しかし、私は、はっきり申しまして、こういう言い方がいいかどうかわかりませんが、私よりもこういうことの数字について詳しく見れる能力をお持ちの方であると信じております。ですので、こういうこと言っているのかどうかわかりませんが、この方をお願いして、私はかえって、ここもこうあるべきだ、ここもこうあるべきだという鋭い指摘をもしかしたらされるのではないかと。されると私の立場としては困る部分もあるわけですが、そのような能力を持っておられる方であると私は判断しております。ですので、そういう方をあえてお願いしている次第でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（清原良典） ほかに質疑ありませんか。

吉田正之議員。

○吉田正之議員 先ほど町長は管理会計について非常に詳しいと言われてましたけど、会計には大きく分けて管理会計と制度会計があります。どちらかといえば、こういう町の監査というのは制度会計のほうになるわけですね。先ほど橋本議員の複式簿記について詳しいかということがございました。ちょうどこれから複式簿記に町全体を変えていく時期ですから、これはよほどその辺のこともしっかり能力をお持ちでないと監査というのは難しいんじゃないかと思いますが、その辺のところはいかがなんでしょうか。

○議長（清原良典） 町長。

○町長（服部千秋） 申しわけございません。私、今吉田議員がおっしゃったような、そしてまた本当に詳しい部分については、もう正直に申し上げますが、どの部分までどう、どの部分までどう、そして蓮本氏がどの部分までを会社の中でされたのかというのを詳しいとこまでは、濟いませぬ、答えることができません。ですので、私は今お答えさせていただいた中で議員の皆様方に御判断をいただきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長（清原良典） ほかに質疑ありませんか。

吉田正之議員。

○吉田正之議員 いや、それやったら答えになってないと思うんですけどね。今、この監査というのは一般の企業においても非常に問題になってるんです。というのは、監査で100%オーケーだというような出し方をするという、そういうことで今、公認会計士にしても、それから企業の監査役にしても、監査役のあり方というのがあるわけですけど、先ほど申し上げました管理会計というのはごく一部のとこしか見いひんのですよ。全体を見るというたら制度会計で見ないかんのです。それを分析したり、そういうことするわけですけども、会計の立場からいけばね。そういう能力があるのかどうか。先ほど言われたように、橋本議員からの質問があつて、答えてくれないんですけど、複式簿記に対する見識、能力はお持ちなんですかということを聞いて、それに対してお答えもしてくれてませぬし、非常に私、人物的に私は何にも言いませんけど、そういう会計全体のことについて果たして十分な知識があるのかどうかということを私は非常に危惧す

るんで、この辺のところをもう一度よく確認されたらどうでしょうかということが私の考えですけど、町長、どうでしょうか。

○議長（清原良典） 町長。

○町長（服部千秋） お答えいたします。

濟いません。確認されたらと言われましても、今議案としてお願いしておりますので。私は今おっしゃった趣旨のことも本人には話しましたが、具体的にどのようなものを会社の中で見られたのか、また、ですからどうなのかという話までしておりませんので、今私が答えさせていただいたのが私が答えれることをございまして、あと議員の皆様方に御判断をいただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。私はできる方だというふうに思っておりますので、お願いをしております。

○議長（清原良典） ほかに質疑ありませんか。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 先ほど来からいろいろと議員のほうから御指摘があるようですが、私こういった経歴書見させてもらっても、龍野高校卒業の神戸大学理工学部、本当に学歴として、とてもこれ優秀なんやね。富士電機（株）に入社されて退社もされてると。システムエンジニア、言葉悪いですが、かなり計算はできる方やと思います。皆さん御存じかどうかわかりませんが、そうそう神戸大学入れませんからね。今、さっきも複式簿記とかいろんな経理のこと言われてました。でも、多分わかるんですね、この方。言われてる方よりはよっぽどわかると思います。今も住職されていると。人望は関係ないかわかりませんが、人望等も住民のほうから聞くと、本当に公私ともに人望も厚い方で、私はこの方で十分いけるというふうに思ってます。

以上です。

○議長（清原良典） ほかに質疑ありませんか。

吉田正之議員。

○吉田正之議員 私、本職は税理士です。税理士で何をやってるかというたら、常に日常的に企業の会計監査を、税務監査をさせてもうてます。これは相当やっぱり私自身も勉強して、そして経験を積んでやって初めて私はやっぱりできるもんやと思います。だから、この人は本当にそういう経験、この経歴から見たらそういう経験のことがわかりませんし、管理会計については詳しいかもしれませんが、制度会計という観点から見ると非常に疑問があります。その辺のところから見れば、本当にこの人でいいんだろうか。もっとそういうことをきっちりわかる人はいないんかというような疑問を持ちます。

以上です。

○議長（清原良典） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（清原良典） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（清原良典） ないようですので、討論なしと認めます。

これから同意第4号を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（清原良典） ただいまの出席議員は15名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に吉田日出夫議員及び井川芳昭議員を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（清原良典） 念のため申し上げます。本案を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（清原良典） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（清原良典） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

（職員点呼、投票）

○議長（清原良典） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（清原良典） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

吉田日出夫議員及び井川芳昭議員、開票の立ち会いをお願いします。

（開 票）

○議長（清原良典） それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 15票。

投票のうち賛成 7票、反対 8票。

以上のとおり反対が多数です。したがって、同意第4号は同意しないことに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

（議場開鎖）

○議長（清原良典） お諮りします。

本日の日程第7、議案第53号から日程第13、議案第59号及び日程第14、議案第62号から日程第16、議案第64号までは、本日は提案説明のみにとどめ、質疑は第3日目以降に行いたいと思いません。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（清原良典） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

~~~~~

日程第7 議案第53号 平成28年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第4号）

○議長（清原良典） 日程第7、議案第53号平成28年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第53号平成28年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第4号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、給与改定等に伴う人件費の補正、事業執行に伴う関係経費の補正、繰越明許費の設定であります。

その内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,272万円を追加し、歳入歳出予算の総額を115億4,357万9,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、国庫支出金、県支出金、繰入金、諸収入の追加であります。

次に、歳出予算におきましては、議会費、総務費、民生費、衛生費、土木費、消防費及び教育費の追加と農林水産業費及び公債費の減額であります。

次に、繰越明許費として、翌年度に繰り越して使用できる経費を2事業設定しております。

詳細につきましては総務部長より説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（清原良典） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） それでは、議案第53号平成28年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第4号）について詳細を説明いたします。

歳出から御説明いたします。

歳出全体を通じまして、職員人件費につきましては、平成28年度の人事院勧告に基づく給与改定及び特別職育児休業分の減額により給料で185万1,000円の減額、職員手当等につきましては、給与改定による影響及び時間外勤務手当等の補正も含めまして1,018万1,000円の追加となっております。共済費等を含めた一般会計の人件費総額では779万4,000円、特別会計、水道事業会計を含めた全会計の人件費は1,006万1,000円の追加でございます。人件費につきましては、以降の説明は省略させていただきます。

15ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節13委託料、職員採用候補者試験委託料29万4,000円につきましては、採用辞退者等の再募集による追加でございます。

目9防犯対策費、節19負担金・補助及び交付金、防犯カメラ設置整備費補助金8万円につきましては、県の随伴補助として実施しておりますが、6自治会が認定を受け、1自治会分が不足するため追加するものでございます。

17ページをお願いします。

項2徴税费、目2賦課徴収費、節23償還金・利子及び割引料、諸税過誤納付還付金124万9,000円につきましては、固定資産税に係る返還金に不足が見込まれるため追加するものでございます。

項5統計調査費、目2指定統計調査費、節11需用費、消耗品費2万円につきましては、厚生労働統計、経済センサス調査の交付決定に基づく追加でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節28繰出金は、国民健康保険特別会計補正予算に伴う繰出金を追加するもので、次ページの目2老人福祉費は介護保険特別会計へ、目4後期高齢者医療費は後期高齢者医療特別会計への繰出金でございます。

19ページをお願いします。

目2老人福祉費、節19負担金・補助及び交付金、介護ロボット等導入支援特別事業費補助金92万7,000円の減額につきましては、介護従事者の負担軽減のための介護ロボットの導入について、1事業者から辞退があったことによるものでございます。節20扶助費でございますが、目3

老人医療費の扶助費、目6障害者福祉費の扶助費及び目7障害者医療費の扶助費とともに、決算見込みにより補正するものでございます。

目3老人医療費、節12役務費、事務処理費15万円の追加につきましては、年間請求件数の見込みが予測を上回ったことによるものでございます。

目6障害者福祉費、節12役務費、手数料4万1,000円につきましては、障害福祉サービスの利用者が予測を上回り、支援区分判定のための医師意見書作成手数料を追加するものでございます。節19負担金・補助及び交付金、グループホーム等利用者家賃助成金5万7,000円の追加につきましては、当初の見込みより1名増加したことによるものでございます。節23償還金・利子及び割引料1,076万4,000円につきましては、昨年度の実績に基づく返還金を追加するものでございます。

21ページをお願いします。

目9保健福祉会館管理費、節15工事請負費、鳩除けネット設置工事費110万円の減額につきましては、工事を特に被害の多い場所に限定して実施したことによる減額でございます。

目10臨時福祉給付金等給付事業費につきましては、平成26年4月の消費税率引き上げによる影響を緩和するため、国の経済対策として、所得の低い方に対して、平成29年4月から平成31年9月までの2年半分、1人につき1万5,000円を臨時的に一括支給するための追加でございます。本町の支給対象者は約4,500人で、経済対策に係る補正総額は7,340万4,000円であります。支給につきましては、システムの改修等の準備に時間を要するため、翌年度に繰り越し、その経費については全額国庫負担でございます。

なお、節23償還金・利子及び割引料5万9,000円及び次ページ上段の項2児童福祉費、目1児童福祉総務費及び目5児童措置費の節23償還金・利子及び割引料につきましては、昨年の実績に基づく返還金の追加でございます。

23ページをお願いいたします。

目3保育所運営費、節19負担金・補助及び交付金、一時預かり事業補助金（幼稚園型）252万5,000円の追加につきましては、児童1人当たりの基準単価の算出方法に錯誤があったため補正するものでございます。保育所業務効率化推進事業費補助金100万円の追加につきましては、二葉保育園において、国の保育対策総合支援事業費補助金を活用し、保育業務支援システムを導入するための補助金で、国の補助率は4分の3でございます。

目4母子家庭等医療費、目5児童措置費及び目6乳幼児等医療費の節20扶助費につきましては、決算見込みによる追加でございます。

目5児童措置費、節12役務費、審査支払手数料4万3,000円の追加につきましては、審査件数の増加に伴うものでございます。

目9放課後児童健全育成事業費、節11需用費、光熱水費44万8,000円につきましては、石海学童保育園の電気料金について、学童保育園部分と兵庫西農協ATM部分の契約名義の入れ違いが関西電力（株）で判明したため、町が支払うべき学童保育園部分の電気料金を追加するものでございます。

25ページをお願いします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、節28繰出金1万1,000円の追加につきましては、水道事業会計職員の給与改定に伴う基礎年金負担分でございます。

款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節11需用費、消耗品費10万円の追加につきましては、農地中間管理事業の交付決定により事務消耗品等を追加するものでございます。

27ページをお願いします。

節19負担金・補助及び交付金、農地集積促進事業補助金25万7,000円の追加につきましては、県の交付決定により、農地集積、集約化を図る岩見の里営農組合に補助するものでございます。

その他の減額及び目4米生産調整推進費につきましては、本年6月の補正予算で地域創生事業として追加しました事業が国によって採択されたため、二重計上分となっております部分を減額するものでございます。

29ページをお願いします。

款8土木費、項4都市計画費、目2下水道事業費、節28繰出金82万3,000円の減額につきましては、下水道事業特別会計への補正によるものでございます。

31ページをお願いします。

款10教育費、項1教育総務費、目3教育振興費、節19負担金・補助及び交付金56万円の追加につきましては、全国大会等への出場が増えたため、選手派遣に係る所要額を補正するものでございます。

項2小学校費、目1学校管理費、節15工事請負費、龍田小学校特別支援児童対応施設整備工事費76万2,000円の追加につきましては、紫外線カットフィルムを必要とする児童の進級に合わせて、2年生、3年生用の教室を工事するものでございます。

目2教育振興費、節20扶助費、要保護・準要保護児童援助費20万円の追加につきましては、対象児童の増に伴うものでございます。

項3中学校費、目1学校管理費、節13委託料、雑木・雑草伐採業務委託料57万3,000円の追加につきましては、太子東中学校の沼田側ののり面に雑草などが生い茂り、周辺環境が悪化しており、地元要望を踏まえ、伐採を委託するものでございます。

目2教育振興費、節18備品購入費、特別支援備品購入費79万円の追加につきましては、太子西中学校の難聴学級に入学予定の生徒のため、特殊マイクなどの備品を整備するものでございます。

33ページをお願いします。

項4幼稚園費、目1幼稚園管理費、節7賃金、嘱託教諭賃金28万6,000円の減額につきましては、育休代替職員の採用が当初より1カ月弱遅れたことによるものでございます。

35ページをお願いします。

項6保健体育費、目3総合公園管理費、節13委託料、総合公園施設管理派遣委託料28万9,000円の追加につきましては、職員の病気休暇により、総合公園の受け付け事務をシルバー人材センターに委託することによるものでございます。節18備品購入費、陸上競技場走高跳マット購入費32万4,000円につきましては、開場当初から使用しておりましたが、破損やスポンジの劣化により着地等への衝撃が吸収し切れなくなったため、競技の安全確保のため購入するものでございます。

款12公債費、項1公債費、目1元金、長期債元金償還金184万円の追加につきましては、10年で利率見直し及び借入額の決定等によるものでございます。

目2利子の3,597万4,000円の減額につきましては、借入利率及び借入額の変更等に伴うものでございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げます。

9ページをお願いします。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金及び款15県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金の追加につきましては、歳出で御説明申し上げました介護給付費等の追加補正による国県負担金の追加でございます。

項2 国庫補助金、目2 民生費国庫補助金7,416万6,000円につきましても、歳出で申しあげました補正による国庫補助金の増減でございます。

なお、節1 社会福祉費補助金、臨時給付金等給付事業補助金7,348万2,000円につきましては、翌年度へ繰り越すものでございます。

11ページをお願いします。

款15 県支出金、項2 県補助金、目2 民生費県補助金の追加につきましては、歳出における医療扶助費、障害福祉サービス及び一時預かり事業に係る県補助金の増減を補正するものでございます。

目4 農林水産業費県補助金、農地集積促進事業補助金25万6,000円につきましては、歳出の岩見の里営農組合への農地集積促進事業補助金の財源で、補助率は10分の10でございます。

項3 委託金、目1 総務費委託金につきましては、統計調査の交付決定による追加でございます。

款18 繰入金、項2 基金繰入金、目1 財政調整基金繰入金1,463万2,000円の追加につきましては、今回の補正予算による財源調整によるものでございます。

13ページをお願いします。

款20 諸収入、項4 雑入、目2 雑入、被災市町村派遣地元負担金及び揖龍保健衛生施設事務組合派遣職員給与等戻入の追加につきましては、人件費補正によるものでございます。

石海学童保育園電気料金返戻金につきましては、歳出でも御説明いたしましたが、石海学童保育園の契約名義の入れ違いにより、本町が支払った兵庫西農協ATM部分の電気料金の払い戻しでございます。

農地中間管理事業事務委託金につきましては、当該業務に係る交付決定による追加でございます。

続きまして、4ページをお願いします。

第3表繰越明許費でございますが、支給準備に時間を要するため、経済対策分の臨時福祉給付金等給付事業と実測調査、アスベスト調査に日数を要したため、南総合センター施設整備事業の2事業を設定しております。

以上で平成28年度一般会計補正予算（第4号）の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（清原良典） 暫時休憩します。

（休憩 午前10時56分）

（再開 午前11時02分）

○議長（清原良典） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第8 議案第54号 平成28年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（清原良典） 日程第8、議案第54号平成28年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第54号平成28年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、給与改定等に伴う人件費の補正及び事業執行に伴う関係経費の補正であり

ます。

その内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,182万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を41億947万1,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、国庫支出金、前期高齢者交付金、県支出金、繰入金及び諸収入の追加と国民健康保険税の減額であります。

歳出予算としましては、総務費、保険給付費、後期高齢者支援金等及び前期高齢者納付金等の追加と介護納付金の減額並びに保健事業費の財源更正であります。

詳細につきましては生活福祉部長より説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（清原良典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三輪元昭） 議案第54号平成28年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳出では人件費の増による総務費の追加、医療費の増加に伴う保険給付費の追加、額の決定通知があった後期高齢者支援金、介護納付金等の補正を行うものであります。歳入では、決算見込みによる国民健康保険税の減額、歳出の保険給付費、後期高齢者支援金の補正等に伴う国県支出金の補正、額の決定通知があった前期高齢者交付金の追加、決算見込みによる諸収入の追加等を行うものであります。また、財源調整のため、歳入の財政調整基金繰入金を追加しております。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。

12ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、人件費補正により11万8,000円を追加しております。

款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費につきましては、3月診療分から8月診療分までの実績により今後の支出見込みを行った結果、1億8,700万円を追加しております。28年度の医療費動向につきましては、一般被保険者に係る療養給付費について、入院、入院外、調剤に係る費用額が前年度より増加しております。受診件数、受診1件当たりの医療費ともに増加しており、27年度下半期より高額な薬剤を伴う医療が増加していることなどが影響した結果、医療費全体が増加しているものと考えております。

項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費につきましても、一般被保険者に係る医療費の増加を踏まえ、7,500万円追加しております。

14ページをお願いいたします。

款3後期高齢者支援金等3万1,000円の追加、款4前期高齢者納付金等8万3,000円の追加、款6介護納付金40万7,000円の減額につきましては、社会保険診療報酬支払基金からの額の決定通知に基づき補正しております。

款8保健事業費、項2特定健康診査等事業費につきましては、歳入の国県支出金の補正に伴う財源更正であります。

次に、歳入について説明をさせていただきます。

6ページをお願いいたします。

款1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税につきましては、決算見込みにより現年課税分で380万円を追加しております。これは主に徴収率が当初予算時の想定よりも上昇していることによるものであります。

目2退職被保険者等国民健康保険税につきましては、現年課税分で820万円、滞納繰越分で

30万円を減額しております。この要因は、主に退職被保険者数の減によるものであります。

款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費等負担金7,453万9,000円の追加、8ページに移りまして、項2国庫補助金、目1財政調整交付金1,596万9,000円の追加につきましては、歳出の保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付金などの対象事業費の補正に伴い補正をしております。

6ページに戻りまして、項1国庫負担金、目3特定健康診査等負担金につきましては、交付決定により55万8,000円を減額しております。

8ページをお願いいたします。

款5前期高齢者交付金につきましては、社会保険診療報酬支払基金からの額の決定通知に基づき3,357万3,000円を追加しております。

款6県支出金、項1県負担金、目2特定健康診査等負担金につきましては、決算見込みにより55万8,000円を減額しております。

項2県補助金、目2財政調整交付金につきましては、節1普通調整交付金において1,368万8,000円を追加し、節2特別調整交付金において227万9,000円を追加しております。いずれも歳出の保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付金など対象事業費の補正に伴い追加しております。

10ページをお願いいたします。

款10繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、節2職員給与費等繰入金につきましては、歳出の一般管理費を11万8,000円追加したことに伴い同額を追加しております。

項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金につきましては、歳入歳出予算の財源調整として1億2,523万2,000円を追加しております。

款12諸収入、項3雑入、目2一般被保険者第三者納付金につきましては、決算見込みにより224万3,000円を追加しております。

以上の結果、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億6,182万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億947万1,000円とするものであります。

以上で平成28年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の詳細説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

~~~~~

#### 日程第9 議案第55号 平成28年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（清原良典） 日程第9、議案第55号平成28年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第55号平成28年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、給与改定等に伴う人件費の補正及び事業執行に伴う関係経費の補正であります。

その内容は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ93万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を22億410万3,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、国庫支出金及び繰入金の追加と支払基金交付金及び県支出金の減額であります。

歳出予算としましては、総務費、介護サービス事業費及び地域支援事業費の追加と保険給付費

の減額であります。

詳細につきましては生活福祉部長より説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（清原良典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三輪元昭） 議案第55号平成28年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入では、介護保険システム改修に伴う補助金及び介護給付費の減額に伴う国、県等の負担金等の見直し、それらに伴う財源調整として一般会計繰入金の補正でございます。歳出では、人件費等の補正及び委託料の追加、介護給付費の見直しによる介護給付費の補正を行うものでございます。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。

10ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、給与改定等による人件費等の補正として17万円を追加、委託料として、太子町が指定権者となる地域密着型サービス事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業の事業所管理を行う介護保険指定機関等管理システムの導入経費として64万8,000円、平成30年度から32年度の第7期介護保険事業計画等改定に伴う実態調査の委託料150万円、介護保険制度改正に伴う介護保険システム改修として248万4,000円を追加し、合わせて480万2,000円追加しております。

款2保険給付費、項1介護諸費、目1介護サービス費につきましては、介護給付見込み額の見直しにより4,744万9,000円を減額しております。これらの要因としましては、介護サービス費につきましては、町内の定員18名以下のデイサービスが地域密着型サービスに移行したことにより地域密着型介護サービス給付費を増額しております。被保険者につきましては、昨年に比べ65歳到達者は減少しています。介護サービス費の伸び率が昨年度よりは緩やかに減少している要因として、認定者は前年度より増加傾向にあるため、介護報酬改定による減額と福祉用具や住宅改修等のみの利用者が増加したことにより、サービス給付費の減少につながっているものと考えます。

目2予防サービス費では、2,336万8,000円の追加をしております。予防サービス費では、要支援者1、2と判定された方が総合事業へ移行するため、当初サービス料の減少を見込んでおりましたが、町内の事業所での通所介護、訪問介護以外のサービスの減少が見込めないため、介護予防給付見込み額を追加補正するものです。

目3高額介護サービス費では、898万9,000円を追加しております。給付費の減少がある中で高額介護サービス費が増加しているのは、高齢者世帯での低所得世帯が増えたことによるものと思われる。

12ページをお願いいたします。

目4特定入所者サービス費では、888万4,000円を追加しております。これは施設サービスの中で介護療養型医療施設と老人保健施設の入所者が増えたことによるものと思われる。介護給付費全体として、合わせて620万8,000円を減額しております。

款3介護サービス事業費、項1介護サービス事業費、目1介護サービス事業費につきましては、給与改定等による人件費の補正として5万4,000円を追加しております。

款4地域支援事業費、項2包括的支援事業費、目1包括的支援事業費につきましても、給与改定等による人件費の補正として42万円追加しております。

次に、歳入について説明をさせていただきます。

6 ページをお願いいたします。

款 4 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 介護給付費負担金につきましては、歳出の介護給付費の補正に伴い、96万3,000円を追加しております。

項 2 国庫補助金、目 3 事務費交付金につきましては、介護保険制度改正に伴うシステム改修委託料に伴い、124万2,000円を追加しております。

款 5 支払基金交付金、項 1 支払基金交付金、目 1 介護給付費交付金につきましては、歳出の介護給付費の補正に伴い、173万9,000円を減額しております。

款 6 県支出金、項 1 県負担金、目 1 介護給付費負担金につきましては、歳出の介護給付費の補正に伴い、298万円を減額しております。

款 8 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金につきましては、人件費の補正及び介護給付費の補正に伴い、保険給付事業繰入金152万8,000円を追加しております。

8 ページをお願いいたします。

同じく介護サービス事業繰入金 5 万4,000円を追加し、合わせて158万2,000円を追加しております。

以上で議案第55号平成28年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての詳細説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（清原良典） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第 10 議案第 56号 平成 28 年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（清原良典） 日程第10、議案第56号平成28年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第56号平成28年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、給与改定等に伴う人件費の補正であります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億4,828万5,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、事務費繰り入れの対象である人件費の追加に伴い、一般会計繰入金5万5,000円を追加しております。

歳出予算につきましては、一般管理費において、給与改定等による人件費5万5,000円を追加しております。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（清原良典） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第 11 議案第 57号 平成 28 年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（清原良典） 日程第11、議案第57号平成28年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第57号平成28年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、給与改定等に伴う人件費の補正、事業執行に伴う関係経費の補正及び地方債の補正であります。

その内容は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ382万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を20億1,864万4,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、国庫支出金の追加と繰入金及び町債の減額であります。

歳出予算につきましては、下水道費の減額であります。

次に、地方債の補正につきましては、公共下水道事業債の限度額を変更するものであります。

詳細につきましては経済建設部長より説明申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（清原良典） 経済建設部長。

○経済建設部長（八幡充治） 議案第57号平成28年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について詳細説明を申し上げます。

まず、歳出から御説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。

款1下水道費、項1下水道費、目1一般管理費につきましては、節2給料で5,000円の追加、節3職員手当等で24万5,000円の追加、節4共済費で2万3,000円の追加、節19負担金・補助及び交付金で2,000円の追加となっております。

次に、目2公共下水道事業費につきましては、節2給料で2万2,000円の追加、節3職員手当等で5万4,000円の追加、節4共済費で2万1,000円の追加、節19負担金・補助及び交付金で5,000円の追加となっております。節15工事請負費の420万円の減額につきましては、JR網干駅西南土地地区画整理事業に伴う下水道管布設工事費にかかわる社会資本整備総合交付金が国の内示により追加されましたが、所要額に満たなかった部分の工事費を翌年度に実施するため、減額するものでございます。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

引き続きまして歳入の詳細説明を御説明申し上げます。

8ページをお願いいたします。

款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1下水道費国庫補助金2,000万円の追加につきましては、先ほど御説明申し上げましたとおり、社会資本整備総合交付金が国の内示により追加されたことによりましたものでございます。

款4繰入金、項1繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、歳入歳出の財源調整により82万3,000円を減額しております。

款6町債、項1町債、目1下水道債につきましては、社会資本整備総合交付金の増額に伴い、公共下水道事業債を2,300万円減額するものでございます。

以上で平成28年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算の詳細説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（清原良典） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第12 議案第58号 平成28年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（清原良典） 日程第12、議案第58号平成28年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第

2号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(服部千秋) 議案第58号平成28年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算(第2号)について説明を申し上げます。

今回の補正は、給与改定に伴う人件費の補正及び債務負担行為の設定を行うものであります。

まず、人件費関係の補正につきましては、第2条で、収益的収入の款1事業収益、項2営業外収益に総務省が定める一般会計繰り出し基準に基づく基礎年金拠出金1万1,000円を追加し、事業収益の総額を5億2,352万3,000円とし、収益的支出の款1事業費用、項1営業費用に給与改定に伴う人件費93万2,000円を追加し、事業費用の総額を5億3,438万3,000円とするものであります。

また、第2条の補正に伴い、第3条で、現予算第7条に定める他会計からの補助金を261万7,000円、第4条で、現予算第6条に定める議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費を7,103万2,000円とするものであります。

次に、債務負担行為の設定につきましては、第5条におきまして、平成29年度に実施予定の老朽配水管更新事業に係る実施設計業務を本年度中に委託し、来年度早期の完了と工事着手を目的に、1,844万8,000円を限度額として債務負担行為の設定をするものであります。

詳細につきましては経済建設部長より説明申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり可決いただきますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

○議長(清原良典) 経済建設部長。

○経済建設部長(八幡充治) 議案第58号平成28年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

今回の補正は、給与改定に伴う人件費関係の補正及び債務負担行為の設定を行うものであります。

第2条におきまして、収益的収入の第1款事業収益、第2項営業外収益1万1,000円を追加し、事業収益の総額を5億2,352万3,000円としております。これは総務省が定める一般会計繰り出し基準に基づく他会計補助金で、収益的支出の法定福利費のうち、共済費の基礎年金拠出金に相当する額でございます。

また、収益的支出では、第1款事業費用、第1項営業費用において93万2,000円の人件費を追加し、事業費用の総額を5億3,438万3,000円としております。内訳は、4ページに掲げておりますが、職員給料、手当、法定福利費、退職手当組合負担金でございます。

次に、第3条から第5条をごらんください。債務負担行為を設定するために、当初予算の条文構成を改め、所要の補正を行いつつ、新たな条文を追加しております。

まず、第3条の説明ですが、現予算の末尾の条文、第8条を第9条に繰り下げ、現予算の第7条に定める他の会計からの補助金260万6,000円を収益的収入の補正に伴い261万7,000円に改めた上で、この条文を第8条に繰り下げます。

次に、第4条ですが、現予算の第6条に定める議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費7,100万円を収益的支出の補正に伴い7,103万2,000円に改めた上で、この条文を第7条に繰り下げます。

最後に、第5条でございますが、現予算の第5条、一時借入金の限度額を第6条に繰り下げまして、債務負担行為にかかわる条文を新たな第5条として加えております。

なお、債務負担に関する調書は5ページに添付しております。

この債務負担行為は、平成29年度に実施予定であります老朽配水管の更新にかかわる実施設計業務を本年度中に委託し、来年度早期の完了と工事着手を目的に、1,844万8,000円を限度額として設定するものでございます。

業務内容といたしましては、昭和40年代の山陽新幹線整備当時に布設されました立岡山東の軌道下を横断する配水管、口径250ミリ、延長約125メートルと昭和53年に布設された東出ヶ丘地内の配水管、口径が50ミリから300ミリ、延長が約2,000メートルの更新工事にかかわる測量及び設計でございます。

慎重なる審議を賜り、原案のとおり可決いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長（清原良典） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第13 議案第59号 職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（清原良典） 日程第13、議案第59号職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第59号職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

近年の少子高齢化の進展により、育児、介護と仕事の両立支援として、民間労働法制の改正が行われていることを受け、公務においても同様の措置が確保されることの重要性に鑑み、介護休暇の分割取得を可能とすること、介護時間を新設すること等について制度化することとし、勤務時間、休暇等に関する法律の改正案が今国会で可決成立しております。このことを受けて、当町の職員の勤務時間等に関する条例についても所要の改正を行うものでございます。

この条例の施行期日は平成29年1月1日とし、施行日において該当職員がいた場合の経過措置もあわせて規定しております。

詳細につきましては総務部長より説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり可決いただきますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

○議長（清原良典） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） それでは、議案第59号職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について詳細を御説明申し上げます。

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案が国会で成立し、12月1日に公布される予定でございます。その改正内容に合わせまして、当町の職員の勤務時間等に関する条例について所要の改正を行うものでございます。

まず、第11条において、休暇の種類について、新たに介護時間を新設しております。

次に、第15条において、介護休暇の期間について、従前は連続する6カ月の期間内で必要と認められる期間としていた規定を、3回を超えず、かつ通算して6カ月を超えない範囲内で必要と認められる期間とする改正を行っております。

次に、第15条の2において、介護時間として、職員が要介護者の介護をするために、介護を必要とする状態ごとに、連続する3年の期間内において、1日につき2時間を超えない範囲内で時間休暇を取得できる制度でございます。介護時間についても、無給で、給与条例に基づき給与額

を減額することを規定しております。

次に、第17条において、各種休暇の承認について、介護時間の新設に係る規定の追加を行っております。

次に、附則でございますが、第1項において、施行日を当該民間労働法制の施行日に準じて平成29年1月1日とし、附則第2項により、改正前の規定による介護休暇の承認を受けた職員であって、本条例の施行日において介護休暇の期間が6カ月を経過していない場合については、当該期間を改正後の指定期間とする経過措置を規定しております。

以上で詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（清原良典） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第14 議案第62号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（清原良典） 日程第14、議案第62号太子町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第62号太子町税条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する等の法律、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令、所得税法等の一部を改正する法律等が平成28年3月31日に、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律が平成28年6月7日にそれぞれ公布され、平成29年1月1日、同年4月1日及び平成30年1月1日から施行されることに伴い、太子町税条例を改正するものでございます。

この条例の施行期日は平成29年1月1日としております。ただし、軽自動車税のグリーン化特例に係る改正規定は平成29年4月1日、特定一般用医薬品等購入費に係る医療費控除の特例の規定については平成30年1月1日を施行期日としております。

詳細につきましては総務部長より説明申し上げますので、よろしく審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（清原良典） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） それでは、議案第62号太子町税条例の一部を改正する条例の制定について詳細を説明いたします。

それでは、改正内容について御説明申し上げます。

最初に、第36条の2につきましては、仮認定のNPO法人を特例認定NPO法人に名称変更する規定の整備でございます。

次に、第43条、第48条及び第50条につきましては、当初申告書が提出されていて、かつその当初の申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正があった場合、当初の申告書より納付すべき税額の納付があった日の翌日から当該税額を増加させる修正申告の提出日または更正の通知をした日までの期間を延滞金の計算となる基礎から除外するという規定の整備でございます。

次に、附則第6条につきましては、平成30年度から34年度の個人町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に支払った特定一般用医薬品等購入費について、健康の保持、増進及び疾病の予防への取り組みを実施している場合に、医療費控除の対象とする特例規定の整備でございます。

次に、附則第16条につきましては、軽自動車税グリーン化特例を1年延長する規定でございます。

附則第20条の2につきましては、特例適用利子等または特例適用配当等を有する者に対し、当

該特例適用利子等の額または特例適用配当等の額に係る所得を分離課税する規定の整備でございます。

附則第20条の3につきましては、条項ずれを整備するものでございます。

次に、附則でございますが、この条例の施行期日は平成29年1月1日としております。ただし、軽自動車税のグリーン化特例に係る改正規定については29年4月1日を、また特定一般用医薬品等購入費に係る医療費控除の特例につきましては平成30年1月1日を施行期日としております。

なお、町民税に係る経過措置としましては、個人町民税に係る延滞金の規定については改正後の条例の施行期日以後に納期限が到来する延滞金から、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の規定については平成30年度分から、また法人町民税に係る延滞金の規定については改正後の条例施行日以後に納期限が到来する延滞金から適用する規定を定めております。

以上で詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（清原良典） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第15 議案第63号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（清原良典） 日程第15、議案第63号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第63号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正は、日本と台湾との間で二重課税を回避する等の措置を講ずるため、日台民間租税取決めが締結されたことを受け、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の規定に基づき、必要な改正を行うものです。

改正内容につきましては、附則第10項及び第11項において、個人町民税で課税される特例適用利子等または特例適用配当等の額を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含める規定を新たに追加するものでございます。

この条例の施行期日は平成29年1月1日としております。

よろしく審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（清原良典） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第16 議案第64号 太子町総合公園体育施設管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（清原良典） 日程第16、議案第64号太子町総合公園体育施設管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第64号太子町総合公園体育施設管理条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

現在整備中の総合公園テニスコート夜間照明設備について、平成29年4月からの供用開始に伴い、施設使用時間の規定の変更及び施設使用料の規定を追加するものです。

この条例の施行期日は平成29年4月1日としております。

詳細につきましては教育次長より説明申し上げますので、よろしく審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（清原良典） 教育次長。

○教育次長（木村和義） 議案第64号太子町総合公園体育施設管理条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

今回の改正内容でございますが、第4条第1項、表中において、夜間照明設備の設置に伴い、テニスコートの使用終了時間を午後5時から午後9時に変更しております。

次に、第9条第2項において、夜間照明使用料については減免しない旨のただし書きを追加しております。

次に、テニスコートの夜間照明使用料につきましては、別表において、夜間照明、1面、1時間500円を新たに規定しております。

施行日につきましては平成29年4月1日とし、施行日以後の使用に係る使用料について適用する旨を経過措置として規定しております。

以上、慎重な御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、詳細説明とさせていただきます。

○議長（清原良典） 提案理由の説明が終わりました。

この際、暫時休憩します。

（休憩 午前11時49分）

（再開 午前11時49分）

○議長（清原良典） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第17 議案第60号 太子町特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第18 議案第61号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（清原良典） 日程第17、議案第60号太子町特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてから日程第18、議案第61号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題とします。

順次、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第60号及び議案第61号の条例改正について一括して説明を申し上げます。

去る8月8日、人事院より国家公務員の給与改定等についての勧告がありました。本年度の人事院勧告の主な内容としては、1点目に、民間給与との格差708円、0.17%を解消するため、給料表の水準が引き上げられ、初任給を1,500円引き上げる等の内容となっております。また、賞与を民間の支給割合に見合うよう、0.1カ月分引き上げ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引き上げ分を勤勉手当に配分することとなっております。

2点目に、配偶者に係る扶養手当の手当額をその他の扶養親族と同額とし、子に係る手当額が引き上げられます。この勧告に準じて同様の改正を実施するものでございます。

最初に、議案第60号太子町特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございますが、当町は特別職の職員及び教育長の期末手当については一般職の職員の期末勤勉手当に準じて決定していることから、人事院勧告に基づく一般職の職員の給与条例改正に準じて、その支給月額を改正するものでございます。

この条例の施行期日は、期末手当年間支給月数の改正につきましては公布の日より施行し、期末手当の支給割合の改正につきましては平成29年4月1日の施行としております。

また、特別職の職員の期末手当の支給月数を改正することで、議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第6条第2項により、議会議員の期末手当についても準用されますので、議会議員の期末手当も同様の改正が行われることとなります。

次に、議案第61号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、当町は従来から人事院勧告を踏まえた国家公務員給与に準拠しており、給与水準を決定する上で人事院勧告を民間準拠の根拠としてきたことから、このたびも同様にこれを尊重し、人事院勧告の内容に準じて、一般職の職員の給与において改正を実施するものでございます。

この条例の施行期日は公布の日から施行し、給料表の改定については平成28年4月1日より遡及適用、配偶者等に係る扶養手当の見直しについては平成29年4月1日とし、受給者への影響を考慮し、段階的に実施する旨を附則にて規定しております。

詳細につきましては総務部長より説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり可決いただきますようお願い申し上げます。議案第60号及び議案第61号の条例改正についての提案説明といたします。

○議長（清原良典） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） それではまず、議案第60号太子町特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について詳細を説明申し上げます。

改正内容でございますけれども、まず第1条、太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、期末手当の改正について、第3条第4項の表、12月1日の項を一般職に準じて0.1月引き上げております。この改正により、特別職職員の期末手当の年間支給月数は「4.1月」から「4.2月」となります。所要額は7万2,000円となっております。

次に、第2条について御説明申し上げます。第1条で改正しました期末手当の月数について、支給割合を変更するものでございます。6月「2.00月」、12月「2.20月」を6月「2.05月」、12月「2.15月」に改正しております。支給総月数は変更ございません。

次に、第3条について御説明します。旧太子町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例第2条において、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項の場合においては、太子町教育委員会教育長の給与に関する条例の廃止規定は適用せず、廃止前の太子町教育委員会教育長の給与に関する条例の規定は「なお、その効力を有する」と規定しておりますので、教育長の期末手当の改正について、第3条第4項の表、12月1日の項を一般職の職員に準じて0.1月引き上げております。この改正により、教育長の期末手当の年間支給月数は「4.1月」分から「4.2月」分になります。所要額は6万9,000円となっております。

次に、第4条について説明します。第3条で改正しました期末手当の月数について、支給割合を変更するものでございます。6月「2.00月」、12月「2.20月」を6月「2.05月」、12月「2.15月」に改正しております。支給総月数の変更はございません。

なお、第1条及び第3条については公布の日より施行し、第2条及び第4条につきましては平成29年4月1日の施行としております。

以上でこれの分の説明を終わります。

続きまして、一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

本年の人事院勧告について、その骨子は、民間給与との格差708円、0.17%を埋めるため、給与表の水準の引き上げ、初任給については、民間との間に差があることを踏まえ、1,500円の引き上げ、若年層についても同程度の改定を実施しております。その他につきましては、それぞれ400円の引き上げを基本とすることで改定しております。また、賞与を民間の支給割合に見合うよう、「4.2月」から「4.3月」に引き上げております。勤務実績に応じた給与を推進するため、引き上げ分については勤勉手当に配分することとなっております。

なお、給料については平成28年4月より遡及適用すること、また勤勉手当については12月期の支給分で調整することが勧告されております。

次に、給与制度の改正として、配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等を踏まえ、配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額し、それによって生ずる原資等により、子に係る手当額を引き上げることとなっております。また、配偶者に係る手当額の減額は、受給者への影響をできるだけ少なくする観点から、段階的に実施し、それにより生ずる原資等により、子に係る扶養手当を引き上げることとなっております。

それではまず、第1条、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、第3条に係る別表1において給料表の改定をしております。初任給は、民間との差があることを踏まえ、1,500円を引き上げ、若年層についても同程度の改定、またそれ以外については400円の引き上げを基本に改定しております。対象職員は198名であります。平成27年4月1日より給与制度の総合的見直しにより、現在も現給保障中の職員が存在することから、支給額として影響のある職員は142名であり、所要額は157万6,000円となっております。

次に、再任用職員以外の職員における勤勉手当の改正について、第20条第2項第1号において、本年度においては12月の勤勉手当の支給月数を0.1月分引き上げております。この改正により、当該職員の期末勤勉手当の年間支給月数は「4.2月」分から「4.3月」分となります。また、再任用職員においては、同項第2号において、12月の勤勉手当の支給月数を0.05月分引き上げております。この改正により、当該職員の期末勤勉手当の年間支給月数は「2.2月」分から「2.25月」分となります。給料表の改正に伴う6月の期末勤勉手当の増額分と合わせまして、所要額は689万円となっております。

次に、第2条について御説明します。

まず、第10条第2項において、子に係る扶養手当の改正に伴い、扶養手当の支給対象者について、子及び孫を同一に規定していたものを、条文の整理を行っております。

次に、第3項において、従前は「1万3,000円」であった配偶者に係る扶養手当を「6,500円」に、同じく「6,500円」であった子に係る扶養手当を「1万円」に、また職員に配偶者がいない場合にあっては、その他の扶養手当対象者1人について「1万1,000円」としていた規定を削除する改正を行っております。

次に、第11条において、職員に配偶者がいない場合の加算措置の廃止に伴い、加算措置に係る条文を削除しております。

次に、第20条第2項において、第1項で改正しました勤勉手当の支給月数0.1月分の引き上げを次年度からは6月期と12月期に均等に割り振るため、支給割合を変更するものでございます。再任用職員以外の職員について、6月「0.8月」、12月「0.9月」をそれぞれ「0.85月」に改正し

ております。また、再任用職員についても同様に、支給月数「0.05月」分の引き上げを、6月「0.375月」、12月「0.425月」をそれぞれ「0.4月」に改正しております。それぞれ支給総月数の変更はございません。

次に、附則について御説明します。

施行日は、第1条の改正は公布の日から、第2条の改正につきましては平成29年4月1日としております。

次に、附則第3条において、配偶者に係る手当額の減額は、受給者への影響をできるだけ少なくする観点から、段階的に実施し、それぞれ生ずる原資によって、子に係る扶養手当を引き上げることとなっております。

平成30年3月31日までの扶養手当に関する特例といたしまして、平成29年度においては、配偶者に係る扶養手当を1万円、子に係る扶養手当を8,000円、また職員に配偶者がいない場合にあっては、子に係る扶養手当に関し、そのうち1人については1万円、職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、父母に係る扶養手当に関し、そのうち1人については9,000円とすることなどを規定しております。平成29年度の対象者見込みは70名で、所要額は65万2,000円となっております。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（清原良典） 提案理由の説明は終わりました。

暫時休憩します。

（休憩 午後0時03分）

（再開 午後0時04分）

○議長（清原良典） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。

質疑は、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第60号太子町特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（清原良典） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第60号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり総務常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（清原良典） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

続いて、上程中の議案第61号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（清原良典） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第61号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りま

した議案付託表のとおり総務常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(清原良典) 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

この際、委員会審査のため暫時休憩いたします。

(休憩 午後0時05分)

(再開 午後2時09分)

○議長(清原良典) 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に委員会に審査を付託いたしました議案第60号太子町特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてから議案第61号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題とします。

これらの議案2件については、所管の総務常任委員会に付託して、休憩中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

総務常任委員会委員長平田孝義議員。

○平田孝義議員 それでは、委員会審査報告を行います。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第60号。付託年月日、平成28年11月29日。件名、太子町特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成28年11月29日(火)午後1時10分から午後1時24分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答により次のことを確認した。

①特別職の期末手当の年間支給月数を引き上げた際の所要額が7万2,000円とあるが、これは副町長分も含んでいるのかとの質疑に、11月1日現在に副町長がいるという前提で補正予算を組んでいるため、副町長分を含んだ額であるとの説明があった。

②特別職の期末手当の年間支給月数を引き上げることで退職手当額にかかわってくるのかとの質疑に、賞与については関係なく、退職時の給料月額で退職手当額が決定されるものであるとの説明があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

次に、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第61号。付託年月日、平成28年11月29日。件名、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成28年11月29日(火)午後1時10分から午後1時24分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答により次のことを確認した。

①配偶者に係る扶養手当額の段階的な見直しについて、これは現状の手当額が高過ぎるから下

げるといふ勧告であるのかとの質疑に、国家公務員の給与に準じるものであるが、女性の社会進出の増加に伴い配偶者手当の必要性が低くなってきたことと、少子高齢化社会に対して子の扶養手当部分を手厚くするものであるとの説明があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

以上であります。

○議長（清原良典） 以上で総務常任委員会委員長平田孝義議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合により1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第60号太子町特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（清原良典） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（清原良典） 討論なしと認めます。

これから議案第60号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。

（全員賛成）

○議長（清原良典） 全員賛成です。したがって、議案第60号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第61号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（清原良典） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（清原良典） 討論なしと認めます。

これから議案第61号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。よろしいですか。

（全員賛成）

○議長（清原良典） 全員賛成です。したがって、議案第61号は委員長の報告のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は11月30日午前10時から再開いたします。

本日はこれで散会します。  
御苦労さまでした。

(散会 午後 2 時18分)